

新型コロナウイルス感染症対策にかかる町の使用料金等の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大により、町内事業者の事業活動や町民の生活へ影響を考慮し、町の使用料金等について下記のとおり取り扱います。

1 上下水道料金【上下水道課】 問 TEL 0193-42-8719

- (1) 支払期限延長
支払期限が令和2年2月末日以降から令和2年5月末日までの期日について、支払期限を令和2年6月末日までとします。
 - (2) 対象者
・コロナウイルスの感染、疑いにより支払い手続きが困難な人
・コロナウイルスの影響により、収入が減少し支払いが困難な人
- ※詳細については上下水道課までお問い合わせください。

2 町営住宅家賃【環境整備課】 問 TEL 0193-42-8722

- (1) 家賃の再認定
・コロナウイルスの影響により、離職及び給与の減額などになった場合は、関係書類を提出いただければ、低額家賃への再認定ができます。
・再認定に必要な書類は、職場からの退職証明書、離職票、給与明細書など

3 奨学金返済の支払猶予【学務課】 問 TEL 0193-42-6100

- (1) 支払期限延長
返済期限が令和2年4月末日以降から令和2年6月末日までの期日となる奨学金返済について、令和2年7月末日まで返済期限の延長をします。
- (2) 対象者
・コロナウイルスの感染、又はその疑いにより奨学金の返済手続きが困難な人
・コロナウイルスの影響で収入が減少し、奨学金返済が困難な人

町内事業者にコロナウイルス感染症予防支援を行います

町内に所在する事業者に対し、新型コロナウイルス感染症予防を図るため、マスク、消毒薬（次亜塩素酸水）を、無料で配布します。

- 配布対象者 町内に所在する事業者
- 配布数
・マスク（1箱50枚入りの3層タイプ）従業員50名まで1箱、100名まで2箱を配布
マスクの配布は、1回のみ。
・消毒薬（次亜塩素酸水）6か月間配布予定
消毒薬の配布は、1週間に1回500mlまで
※消毒薬（次亜塩素酸水）を保存する霧状スプレーボトルが新型コロナウイルス感染症で入荷困難により、各事業者でお持ちの容器等を用意し持参願います。なお、次亜塩素酸水は日光（紫外線）に弱いので、遮光性のある容器を推奨します。
- 配布場所 大槌商工会
- 配布期間 5月15日～10月15日 平日9:00～17:00 問 大槌商工会 TEL 0193-42-2536

国が支給を予定している10万円【特別定額給付金(仮称)】については、申請方法など詳細が決まり次第お知らせします

健康

巡回型健康相談のお知らせ

大槌町地域包括支援センターでは下記の日程で巡回型健康相談を開催します。お誘いあわせのうえぜひご参加ください。

- 内容
血圧・体組成測定、健康相談、大槌びんころ体操 など
 - 日程
・5月14日(木) 末広町町営住宅集会所
・5月21日(木) 榎内地区集会所
 - 時間 13:30～15:00
 - 問 大槌町地域包括支援センター TEL 0193-42-8716
- ※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、中止とする場合もあります。中止の場合は施設掲示等でお知らせいたします。

釜石保健所各種相談及び検査について

釜石保健所では、各種相談及び検査を毎月実施しています。今月の日程は下記のとおりです。いずれも予約制、料金は無料です。

項目	実施日
エイズ相談・検査	5月21日(木) 11:00～12:00 (予約制) ※毎月第3木曜日
性感染症検査(性器クラミジア検査・梅毒検査)	
肝炎ウイルス検査(B型・C型)	
HTLV-1相談・抗体検査	5月21日(木) 14:30～15:00 ※毎月第3木曜日
骨髄バンク登録	
こころの健康相談	5月25日(月) 13:30～16:00 (予約制) 毎月第4木曜日

問 岩手県釜石保健所 保健課 TEL 0193-25-2710

住宅情報

防災集団移転促進事業に係る空き区画の一般分譲化のお知らせ

町は、防災集団移転促進事業で造成した宅地で、移転対象者の意向の変化などにより空き区画となっている宅地の一般分譲を行います。

- 募集する下記の住宅団地の詳細、申し込み要件等については、大槌町ホームページをご覧ください。
▽花輪田①団地 1宅地
- 募集期間
5月11日から22日の平日(受付時間9:00～17:00)
※期限までに申込みがない場合、5月25日から常時募集に切り替えます。
- 問 復興推進課 区画整理班 TEL 0193-42-8723

新型コロナウイルスなどの感染症対策についてのご家庭のマスク等のごみの捨て方について

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。
- ②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。
- ③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみ袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家庭だけではなく皆様が出したごみを収集する廃棄物収集業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。

・ごみを捨てる際は大槌町のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対やめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、正しく捨てて、捨てた後はしっかり手を洗うことに注意しましょう。

問 リサイクルセンター TEL 0193-42-7570